

公益財団法人四万十川財団役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人四万十川財団定款第13条第3項及び第27条第3項の規定に基づき、公益財団法人四万十川財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 常勤の理事については、年額480万円の範囲内で評議員会において決定する。

2 監事の報酬は、年額25万円の範囲内で評議員会において決定する。

(支給方法)

第3条 前条第1項の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける高知県職員の例による。

2 前条第2項の支給方法は、毎年4月1日から3月31日までの間の職務に係る報酬を、当該年度の3月に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が財団の業務のため旅行した場合には、その者に対し当該旅行に要した費用を支給する。

2 費用の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費とする。

3 前項に定める費用の額については、日当以外については、「職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）」の適用を受ける高知県職員の例によるものとし、日当については理事長が別に定める。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。